

島根県島根海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第1号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町七類地先	次の基点第301号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第301号 北緯35度34分32.2秒 東経133度15分1.4秒 ア 北緯35度34分44.2秒 東経133度15分1.5秒 イ 北緯35度34分31.7秒 東経133度14分8.2秒 ウ 北緯35度34分23.2秒 東経133度14分9.0秒	次の基点第301号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第301号 松江市美保関町諸喰釣鉢山北端に設置した標柱 基点第302号 松江市美保関町諸喰青木島秀ガ前南端 基点第303号 松江市美保関町七類、七類港沖防波堤南端 ア 基点第301号から0度の方向とイと基点第302号を結んだ線との交点 イ 基点第303号から350度150メートルの点 ウ 基点第303号から170度の方向と対岸との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町七類	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第2号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町七類地先	次の基点第304号と基点第305号を結んだ線及び基点第306号と基点第307号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第304号 北緯35度34分44.1秒 東経133度14分27.3秒 基点第305号 北緯35度34分40.5秒 東経133度14分2.6秒 基点第306号 北緯35度34分45.0秒 東経133度14分7.0秒 基点第307号 北緯35度34分44.6秒 東経133度14分6.0秒	次の基点第304号と基点第305号を結んだ線及び基点第306号と基点第307号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第304号 松江市美保関町七類九島伝馬前に設置した標柱 基点第305号 松江市美保関町七類角田松南端に設置した標柱 基点第306号 松江市美保関町七類九島南西端に設置した標柱 基点第307号 松江市美保関町七類尾戸東端に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町七類	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第3号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町七類地先	次の基点第308号、基点第309号、基点第310号、ア及び基点第311号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第308号 北緯35度34分50.4秒 東経133度12分57.6秒 基点第309号 北緯35度34分58.8秒 東経133度12分57.6秒 基点第310号 北緯35度34分45.8秒 東経133度12分40.4秒 基点第311号 北緯35度34分30.0秒 東経133度12分35.6秒 ア 北緯35度34分31.7秒 東経133度12分27.4秒	次の基点第308号、基点第309号、基点第310号、ア及び基点第311号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第308号 松江市美保関町七類若松ビジャ島に設置した標柱 基点第309号 松江市美保関町七類大黒島西端に設置した標柱 基点第310号 松江市美保関町七類小黒島北端に設置した標柱 基点第311号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱 基点第312号 松江市美保関町片江殿浦に設置した標柱 ア 基点第310号と基点第312号を結ぶ線と基点第311号から347度の方向との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町七類	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第4号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町片江地先	次の基点第311号、ア、基点第313号及び基点第314号の各点を順次に結んだ線、基点第315号及び基点第316号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第311号 北緯35度34分3.0秒 東経133度12分35.6秒 基点第313号 北緯35度34分34.3秒 東経133度12分8.3秒 基点第314号 北緯35度34分24.7秒 東経133度11分52.3秒 基点第315号 北緯35度34分18.2秒 東経133度11分51.1秒 基点第316号 北緯35度34分16.3秒 東経133度11分42.4秒 ア 北緯35度34分31.7秒 東経133度12分27.4秒	次の基点第311号、ア、基点第313号及び基点第314号の各点を順次に結んだ線、基点第315号及び基点第316号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第311号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱 基点第313号 松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱 基点第314号 松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱 基点第315号 松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱 基点第316号 松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱 基点第317号 松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱 ア 基点第311号から347度の方向と基点第313号及び基点第317号を見通した線との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町片江	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第5号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町片江地先	次の基点第319号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線、並びに基点第322号と基点第323号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第319号 北緯35度33分51.4秒 東経133度11分15.7秒 基点第321号 北緯35度34分13.3秒 東経133度10分40.7秒 基点第322号 北緯35度34分11.4秒 東経133度10分43.0秒 基点第323号 北緯35度34分6.6秒 東経133度10分45.4秒 ア 北緯35度34分23.7秒 東経133度10分53.7秒 イ 北緯35度34分21.2秒 東経133度10分33.2秒	次の基点第319号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線、並びに基点第322号と基点第323号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第318号 松江市美保関町片江カフト鼻東端に設置した標柱 基点第319号 松江市美保関町片江長崎鼻北東端 基点第320号 松江市美保関町片江小黒島南西端に設置した標柱 基点第321号 松江市美保関町片江蜂巣島西端に設置した標柱 基点第322号 松江市美保関町片江蜂巣島南端に設置した標柱 基点第323号 松江市美保関町片江、菅浦界に設置した標柱 ア 松江市美保関町片江鬼島北端と松江市美保関町片江ボラン島北端を結んだ線と基点第318号から340度の方向との交点 イ 松江市美保関町片江鬼島北端と松江市美保関町片江ボラン島北端を結んだ線と基点第318号から340度の方向との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町片江	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第6号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町菅浦地先	次の基点第324号、基点第325号、基点第326号、ア、イ及び基点第324号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第324号 北緯35度34分7.2秒 東経133度10分29.4秒 基点第325号 北緯35度34分4.1秒 東経133度10分18.8秒 基点第326号 北緯35度33分58.6秒 東経133度10分13.3秒 ア 北緯35度33分58.8秒 東経133度10分2.1秒 イ 北緯35度34分13.7秒 東経133度10分4.4秒	次の基点第324号、基点第325号、基点第326号、ア、イ及び基点第324号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第324号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱 基点第324号 松江市美保関町菅浦鳴谷鼻に設置した標柱 基点第325号 松江市美保関町菅浦木島北端に設置した標柱 基点第326号 松江市美保関町菅浦較島北端に設置した標柱 基点第327号 松江市美保関町北浦巻ヶ鼻東端に設置した標柱 ア 基点第6号から7度350メートルの点 イ 基点第324号と基点第327号を結んだ線と基点第6号から7度の方向との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町菅浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第7号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町北浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度34分17.8秒 東経133度9分59.7秒 イ 北緯35度34分14.6秒 東経133度9分52.8秒 ウ 北緯35度34分6.1秒 東経133度9分59.1秒 エ 北緯35度34分7.7秒 東経133度10分2.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第327号 松江市美保関町北浦巻ヶ鼻東端に設置した標柱 ア 基点第327号から80度180メートルの点 イ アから240度200メートルの点 ウ イから149度305メートルの点 エ アから168度320メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町北浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第8号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町北浦地先	次の基点第328号、ア、イ、ウ及び基点第328号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第328号 北緯35度33分48.5秒 東経133度9分16.8秒 ア 北緯35度34分8.0秒 東経133度9分16.8秒 イ 北緯35度34分6.2秒 東経133度8分53.0秒 ウ 北緯35度33分46.8秒 東経133度8分53.1秒	次の基点第328号、ア、イ、ウ及び基点第328号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第328号 松江市美保関町北浦奈倉鼻に設置した標柱 ア 基点第328号から0度600メートルの点 イ アから265度600メートルの点 ウ 基点第328号から265度600メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町北浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第9号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町千酌地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度34分2.9秒 東経133度8分43.8秒 イ 北緯35度34分7.9秒 東経133度8分51.7秒 ウ 北緯35度34分26.3秒 東経133度8分26.6秒 エ 北緯35度34分21.4秒 東経133度8分18.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点第329号 松江市美保関町千酌、千酌港沖防波堤先端に設置した標柱 ア 基点第329号から53度500メートルの点 イ アから53度250メートルの点 ウ イから312度850メートルの点 エ アから312度850メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町千酌	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第10号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町笠浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分37.4秒 東経133度7分59.9秒 イ 北緯35度34分32.6秒 東経133度8分2.7秒 ウ 北緯35度34分32.8秒 東経133度8分12.2秒 エ 北緯35度34分37.0秒 東経133度8分10.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第330号 松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱 ア 基点第330号から94度50メートルの点 イ 基点第330号から144度230メートルの点 ウ イから90度300メートルの点 エ アから94度350メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町笠浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第11号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町笠浦地先	次の基点第331号、ア、イ、基点第332号及び基点第333号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第331号 北緯35度34分53.5秒 東経133度8分23.2秒 基点第332号 北緯35度34分50.9秒 東経133度7分39.9秒 基点第333号 北緯35度34分48.1秒 東経133度7分42.5秒 ア 北緯35度35分8.1秒 東経133度8分23.1秒 イ 北緯35度35分0.6秒 東経133度7分39.9秒	次の基点第331号、ア、イ、基点第332号及び基点第333号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第331号 松江市美保関町笠浦カモガワキに設置した標柱 基点第332号 松江市美保関町笠浦サエ島西端に設置した標柱 基点第333号 松江市美保関町笠浦池尻に設置した標柱 ア 基点第331号から0度450メートルの点 イ 基点第332号から0度300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町笠浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第12号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町野井地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分0.0秒 東経133度7分11.6秒 イ 北緯35度34分50.7秒 東経133度7分12.6秒 ウ 北緯35度34分51.3秒 東経133度7分18.9秒 エ 北緯35度35分0.3秒 東経133度7分17.9秒		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町野井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第13号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町野波築島地先	次の基点第334号、ア、イ、ウ及び基点第334号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第334号 北緯35度35分26.7秒 東経133度7分9.7秒 ア 北緯35度35分36.5秒 東経133度7分9.1秒 イ 北緯35度35分36.0秒 東経133度6分59.2秒 ウ 北緯35度35分26.3秒 東経133度6分59.8秒	次の基点第334号、ア、イ、ウ及び基点第334号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第334号 松江市島根町野波築島馬倉に設置した標柱 ア 基点第334号から357度300メートルの点 イ アから267度250メートルの点 ウ 基点第334号から267度250メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町野波字瀨崎	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第14号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町多古鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分51.1秒 東経133度5分6.0秒 イ 北緯35度35分44.6秒 東経133度5分6.4秒 ウ 北緯35度35分45.0秒 東経133度5分18.8秒 エ 北緯35度35分51.5秒 東経133度5分18.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第335号 松江市島根町多古ミヨウタン鼻に設置した標柱 ア 基点第335号から223度140メートルの点 イ アから177度200メートルの点 ウ イから88度910メートルの点 エ アから88度910メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町多古字多古	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第15号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町加賀向山地先	次の基点第336号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第336号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第336号 北緯35度34分28.0秒 東経133度3分2.6秒 ア 北緯35度34分19.6秒 東経133度3分22.8秒 イ 北緯35度34分13.4秒 東経133度3分35.3秒 ウ 北緯35度34分8.8秒 東経133度3分32.8秒 エ 北緯35度34分15.1秒 東経133度3分20.2秒 オ 北緯35度34分23.4秒 東経133度3分0.5秒	次の基点第336号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第336号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第336号 松江市島根町加賀滝が下に設置した標柱 基点第337号 松江市島根町加賀ハナグリに設置した標柱 基点第338号 松江市島根町加賀水谷に設置した標柱 基点第339号 松江市島根町加賀見島に設置した標柱 ア 基点第337号から207度70メートルの点 イ 基点第338号から305度120メートルの点 ウ 基点第339号から305度100メートルの点 エ 基点第337号から207度220メートルの点 オ 基点第336号から201度150メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町加賀	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第16号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町大芦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分34.1秒 東経133度2分45.1秒 イ 北緯35度33分33.2秒 東経133度2分41.2秒 ウ 北緯35度33分27.1秒 東経133度2分44.1秒 エ 北緯35度33分28.1秒 東経133度2分47.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第340号 松江市島根町大芦松ヶ鼻西側突端に設置した標柱 ア 基点第340号から254度60メートルの点 イ アから254度100メートルの点 ウ イから159度200メートルの点 エ アから159度200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町大芦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第17号	漁業協同組合JFしまね	松江市鹿島町片宮崎鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度32分59.9秒 東経132度59分23.9秒 イ 北緯35度33分9.7秒 東経132度59分24.4秒 ウ 北緯35度33分10.7秒 東経132度59分0.5秒 エ 北緯35度33分1.0秒 東経132度59分0.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第341号 松江市鹿島町片宮崎鼻北端に設置した標柱 ア 基点第341号から4度300メートルの点 イ アから2度300メートルの点 ウ イから273度600メートルの点 エ アから273度600メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市鹿島町片宮	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第18号	漁業協同組合JFしまね	松江市鹿島町片宮黒崎湾地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度32分48.2秒 東経132度59分17.6秒 イ 北緯35度32分46.5秒 東経132度59分12.9秒 ウ 北緯35度32分38.1秒 東経132度59分17.5秒 エ 北緯35度32分39.8秒 東経132度59分22.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第341号 松江市鹿島町片宮宮崎鼻北端に設置した標柱 ア 基点第341号から246度150メートルの点 イ 基点第341号から246度280メートルの点 ウ イから156度285メートルの点 エ アから156度285メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市鹿島町片宮	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第19号	漁業協同組合JFしまね	松江市鹿島町片宮、手結界地先倉内湾	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度32分39.9秒 東経132度58分43.1秒 イ 北緯35度32分38.1秒 東経132度58分38.6秒 ウ 北緯35度32分29.1秒 東経132度58分43.0秒 エ 北緯35度32分31.1秒 東経132度58分47.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第342号 松江市鹿島町片宮ナズナ鼻西端に設置した標柱 基点第343号 松江市鹿島町片宮、手結界に設置した標柱 ア 基点第342号から152度160メートルの点 イ 基点第342号から191度200メートルの点 ウ 基点第343号から62度30分135メートルの点 エ 基点第343号から62度30分265メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市鹿島町片宮	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第20号	漁業協同組合JFしまね	松江市鹿島町古浦男島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分11.1秒 東経132度57分16.9秒 イ 北緯35度31分6.9秒 東経132度56分53.9秒 ウ 北緯35度31分16.7秒 東経132度56分53.3秒 エ 北緯35度31分20.9秒 東経132度57分16.3秒		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市鹿島町古浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第21号	漁業協同組合JFしまね	出雲市十六島町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分59.1秒 東経132度43分56.3秒 イ 北緯35度27分56.8秒 東経132度43分54.7秒 ウ 北緯35度27分44.1秒 東経132度44分29.9秒 エ 北緯35度27分46.6秒 東経132度44分31.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 出雲市十六島町崎山地先小島東端に設置した標柱 基点第345号 出雲市十六島町西島西端に設置した標柱 ア 基点第344号から204度50メートルの点 イ 基点第344号から204度150メートルの点 ウ 基点第345号から204度150メートルの点 エ 基点第345号から204度50メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市十六島町	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第22号	漁業協同組合JFしまね	出雲市河下町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度26分55.3秒 東経132度44分30.0秒 イ 北緯35度27分11.6秒 東経132度44分30.0秒 ウ 北緯35度27分8.6秒 東経132度43分8.4秒 エ 北緯35度26分52.3秒 東経132度43分8.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第346号 出雲市河下町灘平494番地1に設置した標柱 基点第347号 出雲市猪目町平島西端に設置した標柱 ア 基点第346号から0度200メートルの点 イ 基点第346号から0度700メートルの点 ウ 基点第347号から0度650メートルの点 エ 基点第347号から0度150メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市小津町及び河下町	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第23号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町鷺浦地先	次の基点第348号と基点第349号を結んだ線及び基点第350号、基点第351号及び基点第352号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第348号 北緯35度26分47.2秒 東経132度41分7.1秒 基点第349号 北緯35度26分46.9秒 東経132度41分6.0秒 基点第350号 北緯35度26分47.9秒 東経132度41分2.1秒 基点第351号 北緯35度26分47.0秒 東経132度40分58.8秒 基点第352号 北緯35度26分39.3秒 東経132度41分10.6秒	次の基点第348号と基点第349号を結んだ線及び基点第350号、基点第351号及び基点第352号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第348号 出雲市大社町鷺浦亦島西端に設置した標柱 基点第349号 出雲市大社町鷺浦長島東端に設置した標柱 基点第350号 出雲市大社町鷺浦長島西端 基点第351号 出雲市大社町鷺浦柏島の小島南端に設置した標柱 基点第352号 出雲市大社町鷺浦日和山鼻西端に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市大社町鷺浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第24号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町鷺浦地先	次の基点第353号及び基点第354号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第353号 北緯35度26分39.2秒 東経132度41分0.1秒 基点第354号 北緯35度26分50.1秒 東経132度40分44.2秒	次の基点第353号及び基点第354号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第353号 出雲市大社町鷺浦立山北端に設置した標柱 基点第354号 出雲市大社町鷺浦モテグラ鼻に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市大社町鷺浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第25号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町鷺浦地先	次の基点第355号、基点第356号及び基点第357号を順次に結んだ線、基点第358号及び基点第359号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第355号 北緯35度26分41.3秒 東経132度39分54.3秒 基点第356号 北緯35度26分43.5秒 東経132度39分53.7秒 基点第357号 北緯35度26分49.1秒 東経132度40分15.0秒 基点第358号 北緯35度26分47.2秒 東経132度40分15.7秒 基点第359号 北緯35度26分45.6秒 東経132度40分17.1秒	次の基点第355号、基点第356号及び基点第357号を順次に結んだ線、基点第358号及び基点第359号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第355号 出雲市大社町鷺浦深袋の大ピラに設置した標柱 基点第356号 出雲市大社町鷺浦コドリ東端に設置した標柱 基点第357号 出雲市大社町鷺浦西黒島北端に設置した標柱 基点第358号 出雲市大社町鷺浦西黒島南端に設置した標柱 基点第359号 出雲市大社町鷺浦三味セン鼻に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市大社町鷺浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第26号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町宇龍地先	次の基点第360号と基点第361号を結んだ線及び基点第362号とアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第360号 北緯35度26分17.7秒 東経132度38分39.0秒 基点第361号 北緯35度26分6.9秒 東経132度38分29.7秒 基点第362号 北緯35度26分6.6秒 東経132度38分30.9秒 ア 北緯35度26分6.3秒 東経132度38分31.3秒	次の基点第360号と基点第361号を結んだ線及び基点第362号とアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第360号 出雲市大社町宇龍舟磯の沖鼻南端に設置した標柱 基点第361号 出雲市大社町宇龍カジマ島北端に設置した標柱 基点第362号 出雲市大社町宇龍カジマ島東端に設置した標柱 ア 基点第362号から129度の方向と対岸との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市大社町宇龍	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第27号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町日御碕中山地先	次の基点第363号とア及び基点第364号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第363号 北緯35度25分3.9秒 東経132度37分26.9秒 基点第364号 北緯35度24分38.8秒 東経132度38分59.6秒 ア 北緯35度24分24.2秒 東経132度38分49.3秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市大社町日御碕中山	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第28号	漁業協同組合JFしまね	出雲市大社町日御碕俣地先	次の基点第364号、ア、イ及び基点第365号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第364号 北緯35度24分38.8秒 東経132度38分59.6秒 基点第365号 北緯35度24分23.4秒 東経132度39分41.0秒 ア 北緯35度24分24.2秒 東経132度38分49.3秒 イ 北緯35度24分13.1秒 東経132度39分29.3秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出雲市大社町杵築北及び杵築西	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第201号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町片江地先	次の基点第317号、基点第313号及び基点第314号を順次に結んだ線並びに基点第315号と基点第316号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第313号 北緯35度34分34.3秒 東経133度12分8.3秒 基点第314号 北緯35度34分24.7秒 東経133度11分52.3秒 基点第315号 北緯35度34分18.2秒 東経133度11分51.1秒 基点第316号 北緯35度34分16.3秒 東経133度11分42.4秒 基点第317号 北緯35度34分37.1秒 東経133度11分48.5秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町片江	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第202号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町笠浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分37.4秒 東経133度7分59.9秒 イ 北緯35度34分32.6秒 東経133度8分2.7秒 ウ 北緯35度34分32.8秒 東経133度8分12.2秒 エ 北緯35度34分37.0秒 東経133度8分10.9秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町笠浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第203号	漁業協同組合JFしまね	松江市美保関町笠浦地先	次の基点第366号、ア、イ、基点第367号及び基点第366号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第366号 北緯35度34分43.0秒 東経133度7分29.2秒 基点第367号 北緯35度34分43.1秒 東経133度7分22.3秒 ア 北緯35度34分46.3秒 東経133度7分29.3秒 イ 北緯35度34分46.4秒 東経133度7分22.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市美保関町笠浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第204号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町野井築島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分12.3秒 東経133度7分27.9秒 イ 北緯35度35分13.3秒 東経133度7分26.1秒 ウ 北緯35度35分7.3秒 東経133度7分23.2秒 エ 北緯35度35分6.7秒 東経133度7分25.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第368号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱 ア 基点第368号から202度50メートルの点 イ アから292度50メートルの点 ウ エから292度50メートルの点 エ 基点第368号から202度250メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町野井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第205号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町野井築島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分13.3秒 東経133度7分26.1秒 イ 北緯35度35分7.3秒 東経133度7分23.2秒 ウ 北緯35度35分11.3秒 東経133度7分11.2秒 エ 北緯35度35分17.3秒 東経133度7分14.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第368号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱 点甲 基点第368号から202度50メートルの点 点乙 基点第368号から202度250メートルの点 ア 点甲から292度50メートルの点 イ 点乙から292度50メートルの点 ウ イから292度400メートルの点 エ アから292度400メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町野井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第206号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町野波築島地先	次の基点第369号、ア、イ、ウ及び基点第369号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第369号 北緯35度35分19.9秒 東経133度7分5.2秒 ア 北緯35度35分25.7秒 東経133度7分4.8秒 イ 北緯35度35分25.5秒 東経133度6分59.6秒 ウ 北緯35度35分19.7秒 東経133度7分0.0秒	次の基点第369号、ア、イ、ウ及び基点第369号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第369号 松江市島根町野波築島二子島に設置した標柱 ア 基点第369号から357度180メートルの点 イ アから267度130メートルの点 ウ イから177度180メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町野波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第207号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町多古多古島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度35分37.2秒 東経133度5分27.1秒 イ 北緯35度35分37.9秒 東経133度5分15.3秒 ウ 北緯35度35分33.4秒 東経133度5分14.5秒 エ 北緯35度35分32.7秒 東経133度5分26.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第370号 松江市島根町多古多古島南端に設置した標柱 ア 基点第370号から128度210メートルの点 イ 基点第370号から240度180メートルの点 ウ イから189度140メートルの点 エ アから189度140メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町多古多古	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第208号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町大芦越島鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分42.7秒 東経133度2分26.6秒 イ 北緯35度33分46.4秒 東経133度2分37.6秒 ウ 北緯35度33分50.8秒 東経133度2分35.4秒 エ 北緯35度33分47.2秒 東経133度2分24.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第371号 松江市島根町大芦越島鼻東端 ア 基点第371号から10度240メートルの点 イ アから68度300メートルの点 ウ イから338度150メートルの点 エ アから338度150メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町大芦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第209号	中海漁業協同組合	松江市美保関町万原地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分57.7秒 東経133度10分8.2秒 イ 北緯35度31分52.6秒 東経133度10分4.3秒 ウ 北緯35度31分46.8秒 東経133度10分18.5秒 エ 北緯35度31分51.3秒 東経133度10分20.8秒		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上手部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第210号	中海漁業協同組合	松江市美保関町万原地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分47.0秒 東経133度10分10.0秒 イ 北緯35度31分45.0秒 東経133度10分8.0秒 ウ 北緯35度31分36.0秒 東経133度10分30.0秒 エ 北緯35度31分38.0秒 東経133度10分32.0秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八東町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第211号	中海漁業協同組合	松江市美保関町万原地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分58.8秒 東経133度10分52.0秒 イ 北緯35度31分58.5秒 東経133度10分49.2秒 ウ 北緯35度31分56.4秒 東経133度10分49.5秒 エ 北緯35度31分56.8秒 東経133度10分52.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八東町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第212号	中海漁業協同組合	松江市本庄町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分29.1秒 東経133度8分45.4秒 イ 北緯35度30分27.3秒 東経133度8分40.2秒 ウ 北緯35度30分23.9秒 東経133度8分42.2秒 エ 北緯35度30分26.0秒 東経133度8分47.5秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八東町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第213号	中海漁業協同組合	松江市八東町馬渡地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分47.2秒 東経133度11分43.9秒 イ 北緯35度29分44.2秒 東経133度11分42.8秒 ウ 北緯35度29分43.8秒 東経133度11分45.8秒 エ 北緯35度29分46.8秒 東経133度11分46.8秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八東町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第214号	中海漁業協同組合	松江市八東町馬渡地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分2.8秒 東経133度11分39.6秒 イ 北緯35度30分0.3秒 東経133度11分33.6秒 ウ 北緯35度29分54.0秒 東経133度11分38.5秒 エ 北緯35度29分56.1秒 東経133度11分43.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八東町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第215号	中海漁業協同組合	松江市八東町江島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分12.0秒 東経133度11分29.4秒 イ 北緯35度30分4.5秒 東経133度11分33.6秒 ウ 北緯35度30分4.7秒 東経133度11分38.9秒 エ 北緯35度30分11.7秒 東経133度11分34.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八東町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第216号	中海漁業協同組合	松江市八束町入江地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分54.4秒 東経133度9分25.1秒 イ 北緯35度29分0.5秒 東経133度9分28.2秒 ウ 北緯35度29分3.8秒 東経133度9分39.1秒 エ 北緯35度28分57.6秒 東経133度9分38.0秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第217号	中海漁業協同組合	松江市八束町波入地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分58.6秒 東経133度11分20.0秒 イ 北緯35度27分54.5秒 東経133度11分21.1秒 ウ 北緯35度27分54.1秒 東経133度11分17.9秒 エ 北緯35度27分58.6秒 東経133度11分17.2秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第218号	中海漁業協同組合	松江市大井町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分43.6秒 東経133度7分58.3秒 イ 北緯35度27分42.3秒 東経133度7分56.6秒 ウ 北緯35度27分44.5秒 東経133度7分54.2秒 エ 北緯35度27分45.6秒 東経133度7分56.2秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第219号	中海漁業協同組合	松江市大海崎町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分4.7秒 東経133度8分12.5秒 イ 北緯35度28分2.0秒 東経133度8分15.5秒 ウ 北緯35度27分58.9秒 東経133度8分12.4秒 エ 北緯35度28分2.6秒 東経133度8分9.0秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第220号	中海漁業協同組合	松江市東出雲町下意東地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度26分35.8秒 東経133度10分21.1秒 イ 北緯35度26分41.4秒 東経133度10分15.4秒 ウ 北緯35度26分39.0秒 東経133度10分12.0秒 エ 北緯35度26分33.8秒 東経133度10分17.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第221号	中海漁業協同組合	安来市荒島町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度26分18.5秒 東経133度11分45.2秒 イ 北緯35度26分17.5秒 東経133度11分46.3秒 ウ 北緯35度26分18.9秒 東経133度11分46.4秒 エ 北緯35度26分17.8秒 東経133度11分47.3秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第222号	中海漁業協同組合	安来市赤江町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分14.5秒 東経133度12分33.0秒 イ 北緯35度27分5.9秒 東経133度12分40.2秒 ウ 北緯35度27分15.9秒 東経133度12分37.1秒 エ 北緯35度27分8.1秒 東経133度12分43.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第223号	中海漁業協同組合	安来市赤江町宮須地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分37.6秒 東経133度13分38.7秒 イ 北緯35度27分38.7秒 東経133度13分34.5秒 ウ 北緯35度27分33.7秒 東経133度13分30.3秒 エ 北緯35度27分32.2秒 東経133度13分38.5秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第224号	中海漁業協同組合	安来市亀島町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度26分10.4秒 東経133度15分37.6秒 イ 北緯35度26分20.6秒 東経133度15分40.1秒 ウ 北緯35度26分20.9秒 東経133度15分48.7秒 エ 北緯35度26分14.2秒 東経133度15分50.5秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第225号	中海漁業協同組合	安来市汐手が丘浦ヶ部地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度26分11.5秒 東経133度16分15.2秒 イ 北緯35度26分7.3秒 東経133度16分17.0秒 ウ 北緯35度26分6.1秒 東経133度16分19.4秒 エ 北緯35度26分9.5秒 東経133度16分19.7秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第226号	中海漁業協同組合	安来市西恵乃島町高留地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度26分5.9秒 東経133度16分45.4秒 イ 北緯35度26分2.2秒 東経133度16分46.1秒 ウ 北緯35度25分59.0秒 東経133度16分55.7秒 エ 北緯35度26分2.6秒 東経133度16分57.8秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第227号	中海漁業協同組合	安来市島田町八神地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度25分55.9秒 東経133度17分16.2秒 イ 北緯35度25分34.0秒 東経133度17分10.8秒 ウ 北緯35度25分50.8秒 東経133度17分17.0秒 エ 北緯35度25分52.8秒 東経133度17分19.8秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第301号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町加賀地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分3.7秒 東経133度3分12.4秒 イ 北緯35度34分0.7秒 東経133度3分13.8秒 ウ 北緯35度34分1.6秒 東経133度3分17.1秒 エ 北緯35度34分4.7秒 東経133度3分15.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第372号 松江市島根町加賀、加賀漁港沖防波堤南側基部に設置した標柱 ア 基点第372号から125度60メートルの点 イ アから161度100メートルの点 ウ イから70度90メートルの点 エ アから70度90メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町加賀	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第302号	漁業協同組合JFしまね	松江市島根町大芦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分19.1秒 東経133度2分37.6秒 イ 北緯35度33分22.3秒 東経133度2分38.1秒 ウ 北緯35度33分24.1秒 東経133度2分31.1秒 エ 北緯35度33分20.9秒 東経133度2分30.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第373号 松江市島根町大芦、大芦漁港浜防砂堤突端に設置した標柱 ア 基点第373号から25度140メートルの点 イ アから8度100メートルの点 ウ イから287度185メートルの点 エ アから287度185メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松江市島根町大芦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

島根県隠岐海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第91号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町加茂神尾地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度9分28.6秒 東経133度16分16.2秒 イ 北緯36度9分34.7秒 東経133度16分6.8秒 ウ 北緯36度10分3.3秒 東経133度16分36.0秒 エ 北緯36度9分57.1秒 東経133度16分45.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第601号 隠岐郡隠岐の島町加茂神尾に設置した標柱 基点第602号 隠岐郡隠岐の島町加茂的ノ前東端に設置した標柱 ア 基点第601号から178度1,180メートルの点 イ アから308度300メートルの点 ウ エから308度300メートルの点 エ 基点第602号から178度700メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第92号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先	次の基点第603号、ア、イ、ウ及び基点第604号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第603号 北緯36度10分20.3秒 東経133度17分9.9秒 基点第604号 北緯36度10分17.3秒 東経133度17分28.8秒 ア 北緯36度10分20.3秒 東経133度17分7.1秒 イ 北緯36度9分58.8秒 東経133度17分7.1秒 ウ 北緯36度9分58.7秒 東経133度17分28.8秒	次の基点第603号、ア、イ、ウ及び基点第604号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第603号 隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎通称海苔島に設置した標柱 基点第604号 隠岐郡隠岐の島町加茂小鷹取島東端に設置した標柱 ア 基点第603号から270度220メートルの点 イ アから180度660メートルの点 ウ 基点第604号から180度570メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第93号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島地先	次の基点第605号、ア、イ及び基点第606号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第605号 北緯36度10分19.3秒 東経133度17分27.2秒 基点第606号 北緯36度10分18.5秒 東経133度17分28.7秒 ア 北緯36度10分30.8秒 東経133度17分23.0秒 イ 北緯36度10分30.9秒 東経133度17分27.1秒	次の基点第605号、ア、イ及び基点第606号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第605号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島北端に設置した標柱 基点第606号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦小鷹取島東端に設置した標柱 基点第607号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島北端に設置した標柱 ア 基点第607号から263度30分290メートルの点 イ 基点第607号から263度30分190メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第94号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島地先	次の基点第608号、ア、イ、ウ及び基点第608号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第608号 北緯36度10分27.1秒 東経133度17分32.6秒 ア 北緯36度10分27.1秒 東経133度17分41.0秒 イ 北緯36度10分10.0秒 東経133度17分39.0秒 ウ 北緯36度10分10.0秒 東経133度17分32.6秒	次の基点第608号、ア、イ、ウ及び基点第608号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第608号 隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦中ノ島南端に設置した標柱 ア 基点第608号から90度200メートルの点 イ ウから90度150メートルの点 ウ 基点第608号から180度500メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第95号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町今津地先	次の基点第611号、ア、イ、ウ、エ及び基点第611号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第611号 北緯36度10分16.9秒 東経133度18分10.7秒 ア 北緯36度10分27.2秒 東経133度17分45.2秒 イ 北緯36度10分9.6秒 東経133度17分43.6秒 ウ 北緯36度10分8.8秒 東経133度18分31.5秒 エ 北緯36度10分17.0秒 東経133度18分31.5秒	次の基点第611号、ア、イ、ウ、エ及び基点第611号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第609号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜白崎南端に設置した標柱 基点第610号 隠岐郡隠岐の島町今津岸浜平瀬南端に設置した標柱 基点第611号 隠岐郡隠岐の島町今津大崎南端に設置した標柱 基点第612号 隠岐郡隠岐の島町今津、西沖防波堤突端に設置した標柱 ア 基点第609号から150度190メートルの点 イ 基点第610号から217度30分720メートルの点 ウ 基点第612号から180度500メートルの点 エ 基点第612号から180度190メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町今津	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第96号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町今津地先	基点第613号 北緯36度10分21.2秒 東経133度18分38.6秒 基点第614号 北緯36度10分1.6秒 東経133度19分31.7秒 ア 北緯36度9分49.1秒 東経133度18分38.6秒 イ 北緯36度9分53.5秒 東経133度19分31.7秒	次の基点第613号、ア、イ及び基点第614号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第613号 隠岐郡隠岐の島町今津オシドリに設置した標柱 基点第614号 隠岐郡隠岐の島町今津川尻瀬の上に設置した標柱 ア 基点第613号から180度980メートルの点 イ 基点第614号から180度250メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町今津 (今津岸浜を除く)	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第97号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町東町金峯山立木地先	次の基点第615号、ア、イ、ウ及び基点第617号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第615号 北緯36度11分46.5秒 東経133度20分57.4秒 基点第617号 北緯36度11分58.5秒 東経133度21分20.9秒 ア 北緯36度11分36.5秒 東経133度20分57.6秒 イ 北緯36度11分43.7秒 東経133度21分18.0秒 ウ 北緯36度11分51.9秒 東経133度21分30.0秒	次の基点第615号、ア、イ、ウ及び基点第617号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第615号 隠岐郡隠岐の島町東町舟島崎に設置した標柱 基点第616号 隠岐郡隠岐の島町東町高瀬崎に設置した標柱 基点第617号 隠岐郡隠岐の島町東町吹上崎に設置した標柱 ア 基点第615号から179度300メートルの点 イ 基点第616号から132度300メートルの点 ウ 基点第617号から132度300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第98号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町飯田子エバ地先	次の基点第618号、ア、イ、ウ及び基点第618号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第618号 北緯36度12分9.3秒 東経133度21分34.7秒 ア 北緯36度12分6.2秒 東経133度21分34.7秒 イ 北緯36度12分6.2秒 東経133度21分46.0秒 ウ 北緯36度12分9.3秒 東経133度21分46.0秒	次の基点第618号、ア、イ、ウ及び基点第618号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第618号 隠岐郡隠岐の島町飯田立木子エバ南端に設置した標柱 ア 基点第618号から180度100メートルの点 イ アから90度300メートルの点 ウ 基点第618号から90度300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第99号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町犬来長浜地先	次の基点第619号、ア、イ及び基点第620号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第619号 北緯36度13分27.6秒 東経133度22分32.2秒 基点第620号 北緯36度13分58.7秒 東経133度22分37.2秒 ア 北緯36度13分27.6秒 東経133度22分52.4秒 イ 北緯36度13分58.7秒 東経133度22分57.3秒	次の基点第619号、ア、イ及び基点第620号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第619号 隠岐郡隠岐の島町犬来通称ヤマノシ東端に設置した標柱 基点第620号 隠岐郡隠岐の島町釜通称わが灘突端に設置した標柱 ア 基点第619号から90度500メートルの点 イ 基点第620号から90度500メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町犬来	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第100号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町布施向谷地先	次の基点第621号、ア、イ、基点第622号及び基点第621号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点621号 北緯36度17分25.8秒 東経133度21分47.0秒 基点622号 北緯36度17分25.9秒 東経133度21分26.0秒 ア 北緯36度17分30.4秒 東経133度21分47.0秒 イ 北緯36度17分30.9秒 東経133度21分26.0秒	次の基点第621号、ア、イ、基点第622号及び基点第621号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第621号 隠岐郡隠岐の島町印敷アゴ越崎通称赤島西端に設置した標柱 基点第622号 隠岐郡隠岐の島町布施向谷1158番地1に設置した標柱 ア 基点第621号から0度140メートルの点 イ 基点第622号から0度150メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町布施	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第101号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町飯美深浦地先	次の基点第624号、ア、イ、ウ及び基点第624号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点624号 北緯36度18分17.0秒 東経133度20分26.4秒 ア 北緯36度18分12.8秒 東経133度20分34.5秒 イ 北緯36度18分20.3秒 東経133度20分42.2秒 ウ 北緯36度18分24.5秒 東経133度20分34.2秒	次の基点第624号、ア、イ、ウ及び基点第624号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第623号 隠岐郡隠岐の島町飯美タノノ崎北端に設置した標柱 基点第624号 隠岐郡隠岐の島町飯美通称うまのせに設置した標柱 ア 基点第623号から40度20メートルの点 イ 基点第623号から40度320メートルの点 ウ 基点第624号から40度300メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町飯美	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第102号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町元屋地先	次の基点第625号及び基点第626号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第625号 北緯36度18分59.3秒 東経133度19分25.0秒 基点第626号 北緯36度19分17.5秒 東経133度19分7.4秒	次の基点第625号及び基点第626号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第625号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称馬の瀬北端に設置した標柱 基点第626号 隠岐郡隠岐の島町元屋通称イラギ東端に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第103号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町北方福浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(ただし、福浦3号防波堤の内側の水域を除く。) ア 北緯36度17分2.5秒 東経133度11分33.4秒 イ 北緯36度17分5.9秒 東経133度11分48.3秒 ウ 北緯36度16分52.8秒 東経133度12分9.8秒 エ 北緯36度16分46.8秒 東経133度11分51.8秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町北方及び南方	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。	
区第104号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町蛸木地先	次の基点第627号、ア、イ及び基点第628号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第627号 北緯36度9分42.5秒 東経133度15分10.2秒 基点第628号 北緯36度9分44.9秒 東経133度15分12.3秒 ア 北緯36度9分42.5秒 東経133度15分21.2秒 イ 北緯36度9分44.9秒 東経133度15分21.1秒	次の基点第627号、ア、イ及び基点第628号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第627号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷南端に設置した標柱 基点第628号 隠岐郡隠岐の島町蛸木後谷に設置した標柱 ア 基点第627号から90度270メートルの点 イ 基点第628号から90度220メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蛸木	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第105号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字豊田オオヤ地先	次の基点第629号、ア、イ及び基点第630号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第629号 北緯36度5分48.0秒 東経133度7分39.1秒 基点第630号 北緯36度5分53.4秒 東経133度7分39.9秒 ア 北緯36度5分45.1秒 東経133度7分47.9秒 イ 北緯36度5分53.4秒 東経133度7分50.3秒	次の基点第629号、ア、イ及び基点第630号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第629号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港北側突端に設置した標柱 基点第630号 隠岐郡海士町大字豊田通称オオヤのフレに設置した標柱 基点第631号 隠岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱 ア 基点第629号から112度210メートルの点 イ 基点第630号から90度の線と基点第631号及びアを結んだ線との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第106号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字豊田能田地先	次の基点第632号、ア、イ及び基点第633号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第632号 北緯36度6分27.8秒 東経133度7分49.0秒 基点第633号 北緯36度6分34.3秒 東経133度7分53.6秒 ア 北緯36度6分24.8秒 東経133度7分49.8秒 イ 北緯36度6分29.9秒 東経133度7分56.8秒	次の基点第632号、ア、イ及び基点第633号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第632号 隠岐郡海士町大字豊田能田、野田防波堤に設置した標柱 基点第633号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱 基点第634号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱 ア 基点第634号から228度380メートルの点 イ 基点第634号から228度150メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第107号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字海士菱浦地先	次の基点第635号及び基点第636号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第635号 北緯36度6分44.8秒 東経133度4分47.7秒 基点第636号 北緯36度6分32.6秒 東経133度4分38.4秒	次の基点第635号及び基点第636号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第635号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱(東側) 基点第636号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱(西側)	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第108号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井地先	次の基点第637号及び基点第638号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第637号 北緯36度6分19.4秒 東経133度4分15.5秒 基点第638号 北緯36度6分3.8秒 東経133度3分51.6秒	次の基点第637号及び基点第638号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第637号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱(東側) 基点第638号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱(西側)	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字海士	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第109号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字崎長浜地先	次の基点第640号、ア及び基点第641号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第640号 北緯36度2分43.2秒 東経133度4分49.2秒 基点第641号 北緯36度2分43.7秒 東経133度5分14.7秒 ア 北緯36度2分34.0秒 東経133度5分5.2秒	次の基点第640号、ア及び基点第641号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第639号 隠岐郡海士町大字崎通称沖ノ瀬南端に設置した標柱 基点第640号 隠岐郡海士町大字崎通称カーブシ鼻東端に設置した標柱 基点第641号 隠岐郡海士町大字崎松屋鼻南端に設置した標柱 ア 基点第640号から125度の線と基点第639号及び基点第641号を結んだ線との交点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字崎	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第110号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井イタイ地先	次の基点第642号及び基点第643号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第642号 北緯36度4分28.5秒 東経133度7分28.0秒 基点第643号 北緯36度4分26.1秒 東経133度7分42.8秒	次の基点第642号及び基点第643号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第642号 隠岐郡海士町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱 基点第643号 隠岐郡海士町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第111号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井保々見地先	次の基点第644号、ア及び基点第645号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第644号 北緯36度5分6.0秒 東経133度7分21.7秒 基点第645号 北緯36度5分25.7秒 東経133度7分39.8秒 ア 北緯36度5分22.0秒 東経133度7分46.2秒	次の基点第644号、ア及び基点第645号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第644号 隠岐郡海士町大字知々井保々見、沖防波堤南東端に設置した標柱 基点第645号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻南東端に設置した標柱 ア 基点第645号から115度200メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第112号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島地先	次の基点第646号、ア、イ及び基点第647号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第646号 北緯36度7分33.0秒 東経133度5分15.6秒 基点第647号 北緯36度8分21.4秒 東経133度5分34.5秒 ア 北緯36度7分29.6秒 東経133度5分22.3秒 イ 北緯36度8分18.5秒 東経133度5分41.4秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字宇賀	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第113号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡西ノ島町大字美田いざなぎ地先	次の基点第648号、基点第649号及び基点第650号の各点を順次に結んだ線並びに基点第651号及び基点第652号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第648号 北緯36度6分51.3秒 東経132度59分58.0秒 基点第649号 北緯36度7分9.7秒 東経132度59分17.4秒 基点第650号 北緯36度7分2.6秒 東経132度59分14.6秒 基点第651号 北緯36度6分54.0秒 東経132度59分14.5秒 基点第652号 北緯36度6分50.1秒 東経132度59分14.0秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第241号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡隠岐の島町加茂ケケイン地先	次の基点第653号、ア、イ、ウ及び基点第653号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第653号 北緯36度10分19.8秒 東経133度16分44.0秒 ア 北緯36度10分19.8秒 東経133度16分46.7秒 イ 北緯36度10分34.8秒 東経133度16分43.9秒 ウ 北緯36度10分34.8秒 東経133度16分41.6秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第242号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町加茂ろうぶつ釜地先	次の基点654号、ア、イ及び基点655号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第654号 北緯36度10分55.2秒 東経133度16分46.9秒 基点第655号 北緯36度10分35.8秒 東経133度16分51.6秒 ア 北緯36度10分55.2秒 東経133度16分45.2秒 イ 北緯36度10分35.8秒 東経133度16分48.2秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第243号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町加茂鷹取崎地先	次のア、イ、ウ及び基点657号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第657号 北緯36度10分20.3秒 東経133度17分10.0秒 ア 北緯36度10分33.9秒 東経133度17分11.6秒 イ 北緯36度10分33.9秒 東経133度17分3.1秒 ウ 北緯36度10分20.3秒 東経133度17分1.7秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第244号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦地先	次の基点第658号、ア及びイの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第658号 北緯36度10分19.3秒 東経133度17分27.2秒 ア 北緯36度10分30.8秒 東経133度17分23.0秒 イ 北緯36度10分30.4秒 東経133度17分19.1秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町加茂箕浦	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第245-1号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町元屋地先	次の基点第660号、基点第661号、基点第662号及び基点第663号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第660号 北緯36度19分11.6秒 東経133度18分34.7秒 基点第661号 北緯36度19分24.1秒 東経133度18分41.7秒 基点第662号 北緯36度19分35.0秒 東経133度18分53.7秒 基点第663号 北緯36度19分30.8秒 東経133度18分58.2秒	次の基点第660号、基点第661号、基点第662号及び基点第663号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第660号 隠岐郡隠岐の島町元屋、元屋岸壁突端に設置した標柱 基点第661号 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村東防波堤突端に設置した標柱 基点第662号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端に設置した標柱 基点第663号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端を南東に延長した海岸に設置した標柱	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第245-2号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町元屋地先	次の基点第660号、基点第661号、基点第662号及び基点第663号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第660号 北緯36度19分11.6秒 東経133度18分34.7秒 基点第661号 北緯36度19分24.1秒 東経133度18分41.7秒 基点第662号 北緯36度19分35.0秒 東経133度18分53.7秒 基点第663号 北緯36度19分30.8秒 東経133度18分58.2秒	次の基点第660号、基点第661号、基点第662号及び基点第663号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第660号 隠岐郡隠岐の島町元屋、元屋岸壁突端に設置した標柱 基点第661号 隠岐郡隠岐の島町元屋、中村東防波堤突端に設置した標柱 基点第662号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端に設置した標柱 基点第663号 隠岐郡隠岐の島町元屋、沖防波堤突端を南東に延長した海岸に設置した標柱	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第246-1号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町湊地先	次の基点第664号及び基点第665号を結んだ線並びに基点第666号及び基点第667号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第664号 北緯36度19分22.2秒 東経133度18分36.2秒 基点第665号 北緯36度19分41.6秒 東経133度18分42.6秒 基点第666号 北緯36度19分42.0秒 東経133度18分42.6秒 基点第667号 北緯36度19分40.5秒 東経133度18分35.8秒	次の基点第664号及び基点第665号を結んだ線並びに基点第666号及び基点第667号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第664号 隠岐郡隠岐の島町湊、中村防波堤突端に設置した標柱 基点第665号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島南端に設置した標柱 基点第666号 隠岐郡隠岐の島町湊ひら島北端に設置した標柱 基点第667号 隠岐郡隠岐の島町湊よなぎ東端に設置した標柱	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第246-2号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町湊地先	次の基点第664号及び基点第665号を結んだ線並びに基点第666号及び基点第667号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第664号 北緯36度19分22.2秒 東経133度18分36.2秒 基点第665号 北緯36度19分41.6秒 東経133度18分42.8秒 基点第666号 北緯36度19分42.0秒 東経133度18分42.6秒 基点第667号 北緯36度19分40.5秒 東経133度18分35.8秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町元屋、中村及び湊	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第247号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町津戸古釜谷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度9分58.9秒 東経133度14分46.3秒 イ 北緯36度9分56.1秒 東経133度14分50.9秒 ウ 北緯36度10分13.6秒 東経133度15分5.4秒 エ 北緯36度10分16.5秒 東経133度15分0.9秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町津戸	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第248号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡隠岐の島町蛸木糠谷地先	次の基点第670号、ア、イ及び基点第671号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第670号 北緯36度10分9.2秒 東経133度15分43.9秒 基点第671号 北緯36度9分52.0秒 東経133度15分29.8秒 ア 北緯36度10分10.8秒 東経133度15分41.5秒 イ 北緯36度10分0.0秒 東経133度15分29.8秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町蛸木	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第249号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字海士高石地先	次の基点第672号、ア及び基点第673号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第672号 北緯36度5分33.4秒 東経133度7分41.6秒 基点第673号 北緯36度5分41.2秒 東経133度7分33.7秒 ア 北緯36度5分38.1秒 東経133度7分43.0秒	次の基点第672号、ア及び基点第673号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第672号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻に設置した標柱 基点第673号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱 ア 基点第673号から112度250メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第250号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字海士高石地先	次の基点第674号、ア、イ及び基点第675号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第674号 北緯36度5分41.2秒 東経133度7分33.7秒 基点第675号 北緯36度5分43.5秒 東経133度7分35.6秒 ア 北緯36度5分38.1秒 東経133度7分43.0秒 イ 北緯36度5分40.6秒 東経133度7分44.7秒	次の基点第674号、ア、イ及び基点第675号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第674号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南側突端に設置した標柱 基点第675号 隠岐郡海士町大字海士、高石漁港南防波堤突端に設置した標柱 ア 基点第674号から112度250メートルの点 イ 基点第675号から112度240メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第251号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字豊田能田地先	次の基点第676号、ア及び基点第677号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第676号 北緯36度6分33.0秒 東経133度8分1.0秒 基点第677号 北緯36度6分34.3秒 東経133度7分53.6秒 ア 北緯36度6分29.9秒 東経133度7分56.8秒	次の基点第676号、ア及び基点第677号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第676号 隠岐郡海士町大字豊田能田、沖防波堤に設置した標柱 基点第677号 隠岐郡海士町大字豊田能田前に設置した標柱 ア 基点第676号から228度150メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第252号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字海士佐々木地先	次の基点第678号、ア、イ及び基点第679号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第678号 北緯36度6分32.2秒 東経133度5分31.0秒 基点第679号 北緯36度6分11.3秒 東経133度5分26.4秒 ア 北緯36度6分32.4秒 東経133度5分30.1秒 イ 北緯36度6分11.8秒 東経133度5分18.5秒	次の基点第678号、ア、イ及び基点第679号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第678号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱 基点第679号 隠岐郡海士町大字海士佐々木に設置した標柱 ア 基点第678号から277度20メートルの点 イ 基点第679号から277度180メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字海士	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第253号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎地先	次の基点第680号、ア、イ及び基点第681号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第680号 北緯36度6分3.0秒 東経133度3分51.5秒 基点第681号 北緯36度5分57.1秒 東経133度3分51.1秒 ア 北緯36度6分3.0秒 東経133度3分45.3秒 イ 北緯36度5分54.0秒 東経133度3分39.7秒	次の基点第680号、ア、イ及び基点第681号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第680号 隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎西端に設置した標柱 基点第681号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱 ア 基点第680号から270度150メートルの点 イ 基点第681号から250度300メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第254号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井根木地先	次の基点第682号、ア、イ及び基点第683号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第682号 北緯36度5分37.4秒 東経133度3分56.0秒 基点第683号 北緯36度5分12.3秒 東経133度4分12.2秒 ア 北緯36度5分37.4秒 東経133度3分49.6秒 イ 北緯36度5分12.3秒 東経133度3分59.6秒	次の基点第682号、ア、イ及び基点第683号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第682号 隠岐郡海士町大字福井木戸南端に設置した標柱 基点第683号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱 ア 基点第682号から270度150メートルの点 イ 基点第683号から270度310メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第255号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字福井白津地先	次の基点第684号、ア、イ及び基点第685号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第684号 北緯36度5分12.3秒 東経133度4分12.2秒 基点第685号 北緯36度5分0.7秒 東経133度4分11.0秒 ア 北緯36度5分12.3秒 東経133度3分59.6秒 イ 北緯36度5分0.7秒 東経133度4分4.7秒	次の基点第684号、ア、イ及び基点第685号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第684号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱 基点第685号 隠岐郡海士町大字福井目干西端に設置した標柱 ア 基点第684号から270度310メートルの点 イ 基点第685号から270度150メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字福井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第256号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字海士美田地先	次の基点第686号及び基点第687号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第686号 北緯36度4分46.8秒 東経133度4分19.7秒 基点第687号 北緯36度4分36.1秒 東経133度4分4.5秒	次の基点第686号及び基点第687号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第686号 隠岐郡海士町大字海士通称丸山鼻西端に設置した標柱 基点第687号 隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻角木に設置した標柱	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字海士、福井、宇受賀及び豊田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第257号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字御波須賀地先	次の基点第688号、ア、イ及び基点第689号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第688号 北緯36度4分4.0秒 東経133度4分41.5秒 基点第689号 北緯36度4分1.9秒 東経133度4分35.4秒 ア 北緯36度4分6.6秒 東経133度4分41.2秒 イ 北緯36度4分6.6秒 東経133度4分33.8秒	次の基点第688号、ア、イ及び基点第689号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第688号 隠岐郡海士町大字御波、須賀防波堤突端に設置した標柱 基点第689号 隠岐郡海士町大字御波須賀に設置した標柱 ア イから90度の直線と基点第688号から345度の直線との交点 イ 基点第689号から344度150メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字御波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第258号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字御波須賀地先	次の基点第690号、ア及び基点第691号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第690号 北緯36度3分48.6秒 東経133度4分29.5秒 基点第691号 北緯36度3分37.1秒 東経133度4分24.7秒 ア 北緯36度3分36.6秒 東経133度4分16.9秒	次の基点第690号、ア及び基点第691号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第690号 隠岐郡海士町大字御波須賀岩棚南西端に設置した標柱 基点第691号 隠岐郡海士町大字御波堤に設置した標柱 ア 基点第691号から264度200メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字御波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第259号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字御波内浦地先	次の基点第692号、ア、イ及び基点第693号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第692号 北緯36度3分29.4秒 東経133度6分16.5秒 基点第693号 北緯36度3分39.4秒 東経133度6分27.9秒 ア 北緯36度3分29.4秒 東経133度6分28.7秒 イ 北緯36度3分37.2秒 東経133度6分33.2秒	次の基点第692号、ア、イ及び基点第693号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第692号 隠岐郡海士町大字崎長瀬鼻東端に設置した標柱 基点第693号 隠岐郡海士町大字御波三島南東端に設置した標柱 ア 基点第692号から90度300メートルの点 イ 基点第693号から112度145メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字御波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第260号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字御波大滝地先	次の基点第694号、ア、イ及び基点第695号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第694号 北緯36度3分54.2秒 東経133度6分27.2秒 基点第695号 北緯36度4分1.6秒 東経133度6分12.8秒 ア 北緯36度3分55.8秒 東経133度6分28.3秒 イ 北緯36度4分3.2秒 東経133度6分14.3秒	次の基点第694号、ア、イ及び基点第695号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第694号 隠岐郡海士町大字御波三ノ浦北端に設置した標柱 基点第695号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱 ア 基点第694号から35度55メートルの点 イ 基点第695号から35度60メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字御波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第261号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字御波深浦地先	次の基点第696号、ア、イ及び基点第697号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第696号 北緯36度4分1.6秒 東経133度6分12.8秒 基点第697号 北緯36度4分8.7秒 東経133度6分2.4秒 ア 北緯36度4分3.2秒 東経133度6分14.3秒 イ 北緯36度4分10.2秒 東経133度6分3.8秒	次の基点第696号、ア、イ及び基点第697号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第696号 隠岐郡海士町大字御波大滝に設置した標柱 基点第697号 隠岐郡海士町大字御波深浦に設置した標柱 ア 基点第696号から35度60メートルの点 イ 基点第697号から35度60メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字御波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第262号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字御波地先	次の基点第698号、ア、イ及び基点第699号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第698号 北緯36度4分13.4秒 東経133度6分7.7秒 基点第699号 北緯36度4分5.6秒 東経133度6分23.6秒 ア 北緯36度4分11.6秒 東経133度6分6.6秒 イ 北緯36度4分3.9秒 東経133度6分22.4秒	次の基点第698号、ア、イ及び基点第699号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第698号 隠岐郡海士町大字御波古小浦に設置した標柱 基点第699号 隠岐郡海士町大字御波竹岬に設置した標柱 ア 基点第698号から208度55メートルの点 イ 基点第699号から208度55メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字御波	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第263号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井宇津屋地先	次の基点第700号及び基点第701号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第700号 北緯36度3分54.0秒 東経133度7分5.5秒 基点第701号 北緯36度4分12.6秒 東経133度7分6.1秒	次の基点第700号及び基点第701号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第700号 隠岐郡海士町大字知々井宇津屋鼻に設置した標柱 基点第701号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第264号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字 知々井セイ地先	次の基点第702号、ア及び基点第703号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第702号 北緯36分4秒14.3秒 東経133度7分5.8秒 基点第703号 北緯36分4秒39.3秒 東経133度6分57.1秒	次の基点第702号、ア及び基点第703号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第702号 隠岐郡海士町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱 基点第703号 隠岐郡海士町大字知々井、防波堤突端に設置した標柱 ア 基点第702号から65度120メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字 知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第265号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字 知々井沖田峰地先	次の基点第704号及び基点第705号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第704号 北緯36度4分37.9秒 東経133度7分8.3秒 基点第705号 北緯36度4分30.2秒 東経133度7分18.1秒	次の基点第704号及び基点第705号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第704号 隠岐郡海士町大字知々井フテ崎に設置した標柱 基点第705号 隠岐郡海士町大字知々井小黒崎に設置した標柱	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字 知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第266号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字 知々井長浜地先	次の基点第706号、ア、イ及び基点第707号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第706号 北緯36度4分42.6秒 東経133度8分5.9秒 基点第707号 北緯36度4分50.1秒 東経133度8分11.7秒 ア 北緯36度4分37.7秒 東経133度8分16.2秒 イ 北緯36度4分45.2秒 東経133度8分21.9秒	次の基点第706号、ア、イ及び基点第707号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第706号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱(南側) 基点第707号 隠岐郡海士町大字知々井に設置した標柱(北側) ア 基点第706号から120度300メートルの点 イ 基点第707号から120度300メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字 知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第267号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井長浜地先	次の基点第708号、ア及び基点第709号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第708号 北緯36度4分54.6秒 東経133度8分21.9秒 基点第709号 北緯36度4分41.6秒 東経133度8分29.3秒 ア 北緯36度4分42.2秒 東経133度8分21.9秒	次の基点第708号、ア及び基点第709号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第708号 隠岐郡海士町大字知々井長浜南端に設置した標柱 基点第709号 隠岐郡海士町大字知々井通称トビ石に設置した標柱 ア 基点第708号から180度390メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第268号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井保々見地先	次の基点第710号及び基点第711号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第710号 北緯36度5分7.7秒 東経133度7分51.4秒 基点第711号 北緯36度5分0.6秒 東経133度7分45.1秒	次の基点第710号及び基点第711号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第710号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻に設置した標柱 基点第711号 隠岐郡海士町大字知々井保々見小グイに設置した標柱	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第269号	海士町漁業協同組合	隠岐郡海士町大字知々井保々見樋ヶ浦地先	次の基点第712号、ア、イ及び基点第714号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(ただし、区第268号の区域を除く。) 基点第712号 北緯36度5分10.8秒 東経133度8分5.4秒 基点第714号 北緯36度4分54.6秒 東経133度7分11.5秒 ア 北緯36度5分13.9秒 東経133度8分3.5秒 イ 北緯36度5分12.6秒 東経133度7分52.8秒	次の基点第712号、ア、イ及び基点第714号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(ただし、区第268号の区域を除く。) 基点第712号 隠岐郡海士町大字知々井保々見蛇谷に設置した標柱 基点第713号 隠岐郡海士町大字知々井保々見水谷鼻北端に設置した標柱 基点第714号 隠岐郡海士町大字知々井保々見通称神田崎に設置した標柱 ア 基点第712号から330度100メートルの点 イ 基点第713号から330度100メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡海士町大字知々井	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第270号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先	次のア、基点第715号、基点第716号、イ及び基点第717号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第715号 北緯36度2分56.6秒 東経133度0分16.8秒 基点第716号 北緯36度3分3.1秒 東経133度0分4.0秒 基点第717号 北緯36度3分30.2秒 東経132度59分31.7秒 ア 北緯36度2分57.4秒 東経132度59分39.8秒 イ 北緯36度3分33.8秒 東経132度59分51.5秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第271号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先	次の基点第718号、ア、イ及び基点第719号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第718号 北緯36度4分11.1秒 東経132度59分7.6秒 基点第719号 北緯36度4分42.0秒 東経132度58分58.7秒 ア 北緯36度4分20.2秒 東経132度59分21.0秒 イ 北緯36度4分43.4秒 東経132度59分4.7秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第272号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯36度5分10.8秒 東経132度59分8.1秒 イ 北緯36度5分5.0秒 東経132度59分6.9秒 ウ 北緯36度5分1.2秒 東経132度59分30.2秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第273号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先	次の基点第720号、ア、イ及び基点第721号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第720号 北緯36度5分20.8秒 東経133度0分20.5秒 基点第721号 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分20.3秒 ア 北緯36度5分20.8秒 東経133度0分10.4秒 イ 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分7.8秒	次の基点第720号、ア、イ及び基点第721号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第720号 隠岐郡西ノ島町大字美田セト通称マツタケ鼻に設置した標柱 基点第721号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱 ア 基点第720号から270度250メートルの点 イ 基点第721号から270度300メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第274号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先	次の基点第722号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第722号 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分20.3秒 ア 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分15.9秒 イ 北緯36度4分50.3秒 東経133度0分17.8秒 ウ 北緯36度4分50.3秒 東経133度0分11.4秒 エ 北緯36度4分31.0秒 東経133度0分20.6秒 オ 北緯36度4分31.0秒 東経133度0分26.8秒	次の基点第722号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第722号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱 基点第723号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱 基点第724号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西側突端に設置した標柱 点甲 基点第723号から160度200メートルの点 ア 基点第722号から270度100メートルの点 イ 点甲から270度210メートルの点 ウ 点甲から270度410メートルの点 エ 基点第724号から308度240メートルの点 オ エから90度の線が最大高潮時海岸線と接する点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第275号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡西ノ島町大字美田ナガハマ地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯36度4分8.5秒 東経133度3分9.7秒 イ 北緯36度4分7.8秒 東経133度3分11.7秒 ウ 北緯36度4分57.7秒 東経133度3分26.8秒 エ 北緯36度4分58.5秒 東経133度3分25.3秒		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第276号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡知夫村津上り地先	次の基点第725号及び基点第726号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第725号 北緯36度0分4.0秒 東経133度2分18.6秒 基点第726号 北緯36度0分11.6秒 東経133度2分23.1秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第277号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡知夫村散田地先	次の基点第727号及び基点第728号を結んだ線並びに基点第729号、ア、イ及び基点第730号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第727号 北緯36度0分21.4秒 東経133度2分25.7秒 基点第728号 北緯36度0分17.9秒 東経133度2分29.0秒 基点第729号 北緯36度0分17.8秒 東経133度2分29.4秒 基点第730号 北緯36度0分22.9秒 東経133度2分27.9秒 ア 北緯36度0分17.8秒 東経133度2分37.4秒 イ 北緯36度0分22.9秒 東経133度2分37.8秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第278号	漁業協同組合JFLまね	隠岐郡知夫村島津島地先	次の基点第731号、基点第732号及び基点第733号の各点を順次に結んだ線並びに基点第734号及び基点第735号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第731号 北緯36度0分8.6秒 東経133度3分15.9秒 基点第732号 北緯36度0分3.3秒 東経133度3分16.1秒 基点第733号 北緯35度59分39.2秒 東経133度3分11.8秒 基点第734号 北緯35度59分40.8秒 東経133度3分9.5秒 基点第735号 北緯35度59分39.5秒 東経133度3分8.8秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第279号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡知夫村橋口地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯36度0分5.5秒 東経133度3分21.4秒 イ 北緯36度0分5.4秒 東経133度3分19.5秒 ウ 北緯35度59分58.6秒 東経133度3分19.0秒 エ 北緯35度59分58.0秒 東経133度3分19.9秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。	
区第280号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡知夫村ウデ島地先	次の基点第737号、ア、イ、ウ及び基点第738号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第737号 北緯36度1分55.2秒 東経133度1分13.3秒 基点第738号 北緯36度1分58.2秒 東経133度1分12.9秒 ア 北緯36度1分52.8秒 東経133度1分13.2秒 イ 北緯36度1分52.7秒 東経133度1分26.1秒 ウ 北緯36度1分57.8秒 東経133度1分26.4秒	次の基点第737号、ア、イ、ウ及び基点第738号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第736号 隠岐郡知夫村古海弁天鼻北端に設置した標柱 基点第737号 隠岐郡知夫村ウデ島南端に設置した標柱 基点第738号 隠岐郡知夫村ウデ島北端に設置した標柱 ア 基点第737号から183度20メートルの点 イ 基点第736号から3度130メートルの点 ウ 基点第736号から3度230メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
区第281号	漁業協同組合JFLしまね	隠岐郡知夫村御越鼻地先	次の基点第740号、ア、イ及び基点第741号の各点を順次に結んだ線並びに隠岐郡知夫村仁夫里赤島防波堤南側の線とによって囲まれた区域 基点第740号 北緯36度0分16.6秒 東経133度1分54.5秒 基点第741号 北緯36度0分15.8秒 東経133度1分57.8秒 ア 北緯36度0分0.0秒 東経133度1分53.2秒 イ 北緯36度0分0.2秒 東経133度1分58.0秒	次の基点第740号、ア、イ及び基点第741号の各点を順次に結んだ線並びに隠岐郡知夫村仁夫里赤島防波堤南側の線とによって囲まれた区域 基点第739号 隠岐郡知夫村ハナレ瀬東端に設置した標柱 基点第740号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤に設置した標柱 基点第741号 隠岐郡知夫村仁夫里、赤島防波堤突端に設置した標柱 ア 基点第739号から84度60メートルの点 イ 基点第739号から84度160メートルの点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡知夫村	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			(漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)								
区第282号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡隠岐の島町飯田津の井亀島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びにカ、キ及びクの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 北緯36度12分33.0秒 東経133度20分44.2秒 イ 北緯36度12分33.0秒 東経133度20分31.9秒 ウ 北緯36度12分13.3秒 東経133度20分25.7秒 エ 北緯36度12分15.2秒 東経133度20分37.6秒 オ 北緯36度12分21.3秒 東経133度20分42.4秒 カ 北緯36度12分25.6秒 東経133度20分46.2秒 キ 北緯36度12分27.1秒 東経133度20分52.8秒 ク 北緯36度12分27.5秒 東経133度20分55.8秒		第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡隠岐の島町東町、中町、西町及び港町	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。
区第321号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分15.9秒 イ 北緯36度4分57.4秒 東経133度0分7.9秒 ウ 北緯36度4分50.3秒 東経133度0分11.4秒 エ 北緯36度4分50.3秒 東経133度0分17.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第742号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱 基点第743号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱 点甲 基点第743号から160度200メートルの点 ア 基点第742号から270度100メートルの点 イ 基点第742号から270度300メートルの点 ウ 点甲から270度410メートルの点 エ 点甲から270度210メートルの点	第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。 (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えさせてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。 形状：正八角形 規格：一辺19.5メートル 台数：2台
区第322号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡西ノ島町大字美田セト弁天鼻地先	次のア、イ、ウ及び基点第744号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点744号 北緯36度4分26.0秒 東経133度0分28.1秒 ア 北緯36度4分31.0秒 東経133度0分26.8秒 イ 北緯36度4分31.0秒 東経133度0分20.6秒 ウ 北緯36度4分30.1秒 東経133度0分22.6秒	次のア、イ、ウ及び基点第744号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第744号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南西端に設置した標柱 ア イから90度の線が最大高潮時海岸線と接する点 イ 基点第744号から308度240メートルの点 ウ 基点第744号から301度200メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			(漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)								
区第323号	漁業協同組合JFしまね	隠岐郡西ノ島町大字美田波止地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度3分44.9秒 東経133度1分18.5秒 イ 北緯36度3分41.4秒 東経133度1分07.4秒 ウ 北緯36度3分53.4秒 東経133度1分01.5秒 エ 北緯36度3分57.1秒 東経133度1分12.6秒		第一種区画漁業	くろまぐろ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年5月1日から令和10年8月31日まで	団体	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。 (3) この漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えさせてはならない。ただし、その規模を超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。 形状：円形 規格：直径50メートル 台数：3台

現在は、イワガキ垂下式養殖業

246-1号 貝類垂下式養殖業【類似漁業権】

246-2号 藻類養殖業【新規漁業権】

貝類養殖業に藻類養殖業を追加する場合は、類似と新規に分ける。

【次回(R10)の切替時】

適切かつ有効に使用されれば区第246号【貝類垂下式養殖業及び藻類養殖業】のとしてまとめる。